橋本市 法第14条第10項略式代執行について(報告)

平成29年9月6日橋本市建築住宅課

対象の空家等 木造 2階建 延床面積76.4㎡ 築年数不詳

除却工事費 当初契約額 1,489,320円(税込み額) ※ただし数量及び施工内容の変更有り

空き家再生等推進事業の対象

【代執行理由】

対象の空家等が特定空家等に該当し、前面道路に悪影響を及ぼしているため、以下経過録のとおり調査・助言・指導・勧告を行ったが、改善がみられなかった。特に危険度・切迫性が高いとみとめられる西側建築物については、除却を命令する必要があったが、建物所有者は死亡、その相続人は●名と負相続放棄済、土地所有者は死亡、その相続人は●名となっており、いずれも建物処分に関する権原を有しないため、命令するべき相手が確知することができなかった。

以上の理由により、空家等が及ぼす悪影響から、市民の生命・身体・財産を保護するため、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第10項の規定に基づき、措置を代執行した。

【経過録】

平成27年1月20日 近隣からの情報提供により現地調査

平成27年5月26日 空家法完全施行を受け再度現地調査

所有者調查

土地: 所有者生存

建物: 所有者死亡相続人●名

平成27年8月18日 所有者あて法第12条助言文書送付

土地: 所有者あて 建物: 相続人●名あて

平成28年4月4日 平成28年度市内全域空家等実態調査の中で再度現地調査

平成28年4月8日 所有者あて法第14条第1項指導文書送付

土地: 所有者あて 建物: 相続人●名あて

平成29年6月6日 建築主事(伊都振興局建設部)及び自治会役員立会いのもと現地調査

平成29年6月7日 所有者あて法第14条第2項勧告文書送付

建物: 相続人●名あて

所有者再調査(土地所有者死亡のため) 土地: 所有者死亡相続人●名

平成29年6月8日 所有者訪問

建物: 相続人●名あて

相続放棄済であること確認

平成29年6月12日 所有者訪問

土地: 所有者死亡相続人●名の内2名あて

市で措置する場合の対象が全棟でない旨等の説明

平成29年6月14日 所有者あて法第14条第1項指導文書再送付(土地所有者死亡のため)

土地: 相続人●名あて

平成29年6月23日 所有者あて法第14条第2項勧告文書送付

土地: 相続人●名あて

平成29年7月11日 法第14条第10項略式代執行公告

平成29年8月11日 法第14条第10項略式代執行開始宣言

開始から終了まで現場巡視を行い第三者妨害等や保管すべき動産が無いことを確認

平成29年8月24日 法第14条第10項略式代執行終了宣言

特定空家等に対する措置について(略式代執行)

空家等対策の推進に関する特別措置法(平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。)第 14 条第 10 項の規定に基づく特定空家等の周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置の代執行について下記のとおり公告します。

平成29年 7月11日

橋本市長 平木 哲期高本市長 三二 ED

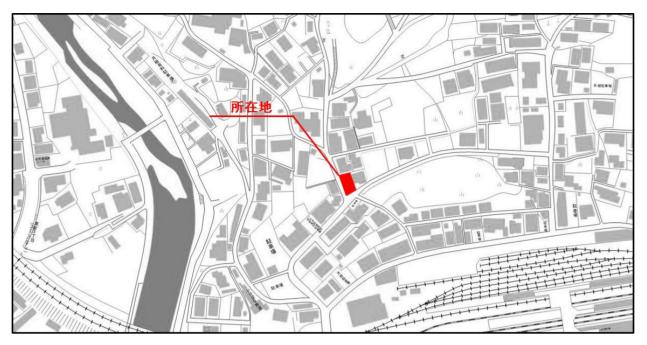
記

		````````	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
対象の空家等	所	在	地	橋本市 古佐田三丁目 379-1		
	構	造	等	木造 2階建		
措置の内容	(1)倒壊のおそれがある西側建築物の除却					
	別添位置図及び写真のとおり					
		•				
措置の期限	平成:	29年.	8月	1 0 日		
	期降	艮までに	措置る	されない場合、措置を代執行する。		
公告に至った事由	(1)対象の空家等が特定空家等に該当し、前面道路に悪影響を及ぼ					
	しているため。					
	(2)必要な措置の義務者を確知することができないため。					
代執行責任者	所		属	橋本市 建設部 建築住宅課		
	職	氏	名	課長 西前 克彦		
	連	絡	先	0736-33-1115		

備考

- 一、必要な措置の義務者は、上記の期限までに措置を実施し、遅滞なく代執行責任者に報告してください。
- 一、代執行後に、必要な措置の義務者を確知した場合、代執行に要した費用を徴収します。

位置図



橋本市古佐田三丁目379-1

写真









代執行開始宣言 8月11日 金·祝 📗

8月11日 金·祝 8時 代執行開始宣言(課長)

代執行中

	· 曜日		**		
月日		時間	内容	職員体制	· 業者工程
8月11日	金∙祝	8時	写真記録・施工状況確認	6名	
		17時	写真記録	2名	足場設置 足場設置
8月12日	±	8時	写真記録・施工状況確認	2名	上 物 改 但
		17時	写真記録	2名	
8月13日	П	9時		2名	
		17時	写真記録	2名	
8月14日	月	9時		2名	
		17時		2名	
8月15日	火	9時		2名	施工無
			写真記録	2名	(盆休)
8月16日	水	9時		2名	
		17時		2名	
8月17日	木	9時		2名	
	_	17時		2名	
8月18日	金	8時		3名	
		10時		2名	
			動産確認・施工状況確認	2名	建物解体
		15時		2名	
		17時		2名	
8月19日	土	8時		2名	足場解体
		13時		2名	運搬処分
		17時		2名	
8月20日	日	_	写真記録	2名	施工無
			写真記録	2名	25— AK
8月21日	月		写真記録	2名	
			動産確認	2名	
			動産確認•写真記録	2名 2名	
8月22日	火		写真記録	2名	足場解体
		_	動産確認	2名	運搬処分
0.000	J.		動産確認・写真記録	2名	
8月23日	水		写真記録	2名	4
			動産確認	2名	4
		17時	写真記録	2名	

代執行終了宣言

8月24日	木	8時 代執行終了宣言(課長)
	/	

代執行開始前(平成29年 8月11日)





足場設置後(平成29年 8月13日)





建物解体後(平成29年 8月18日)





代執行終了後(平成29年 8月24日)





空家等台帳番号(OOO1) 法第14条第10項略式代執行にかかる動産保管記録

No.	内容	動産確認日時	動産確認者名	動産搬送日時	動産搬送者名	動産保管場所
(例)	③壺2個	8月11日午前10時	高橋	8月11日午前11時	高橋	市営住宅原田B団地 物置(401号室)
1						
2						
3			+>1>-			
4		を回の略式 産は確認				
5	到	生は推ぶ。	760/2			
6						
7						
8						
9						
10						

保管対象:

- ①財布や預金通帳等の現金等
- ②電化製品や家具等(破損又は故障等により明らかに使用不可能と判断できるものを除く) ③その他絵画、壺、巻物等の美術品又は骨董品等